○積算基準及び基準歩掛等公表要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事等について、入札及び契約手続の透明性、競争性及び客観性をより一層高めるために、土木工事の積算に用いる積算基準及び標準歩掛等(以下、「基準書」という。)の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基準書の種類)

- 第2条 公表する基準書は、次の各号のとおりとする。
- (1) 積算基準及び標準歩掛 十木編
- (2) 積算基準及び標準歩掛(別冊)計画調査編
- (3) 積算基準及び標準歩掛(別冊) 電気通信・機械編
- (4) 請負工事機械経費積算基準
- (5) 下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路
- (6) 下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場
- (7) 下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託
- (8) 下水道用設計標準歩掛表 第4巻 参考資料

(公表方法)

- 第3条 基準書は、総務部総務課に置き、希望者に閲覧させるものとする。
- 2 庁舎内でのコピーは可能(カメラ及びハンディーコピーの使用を含むものとする。)と する。ただし、第2条にて定められている(5)から(8)までの各号の基準書につい ては、版権が市に無いので、複製を禁ずる。
- 3 閲覧時間は、月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。)の 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、必要がある場合 は、閲覧時間について制限することがある。

(閲覧留意事項)

- 第4条 閲覧人は、係員の指示に従い指定された場所で基準書を閲覧するものとし、汚損、加筆、指定の場所以外への持出し等の行為をしてはならない。
- 2 基準書の貸出しは、行わないものとする。
- 3 閲覧人は、氏名、住所、会社名及び閲覧の年月日を情報提供処理簿に記入し、閲覧を 行うものとする。
- 4 基準書の具体的内容等について、電話、来訪等による問合わせには応じないものとする。
- 5 この規程に違反し、又は係員の指示に従わない閲覧人に対しては、閲覧を中止し、又 はこれを禁止することがある。

附則

この要領は、平成28年11月14日から施行する。

参考

- (1) 積算基準及び標準歩掛 土木編
- (2) 積算基準及び標準歩掛(別冊)計画調査編
- (3) 積算基準及び標準歩掛(別冊) 電気通信・機械編
- (4)請負工事機械経費積算基準 発行 茨城県土木部
- (5) 下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路
- (6) 下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場
- (7) 下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託
- (8) 下水道用設計標準歩掛表 第4巻 参考資料

監修 下水道用歩掛検討委員会

編集·発行 下水道新技術推進機構

※(5)~(8)の解説書「下水道用設計積算要領」は、(公社)日本下水道協会にて発行。